

【全日制の課程】学区確認申請を必要としない人

学区確認申請を必要としない人は(1)及び(2)に該当する人となります。

学区確認申請を必要とする人のうち、申請事由によっては、中学校がインターネット出願システム上でチェックを行うことにより、学区確認申請を省略することができます。学区確認申請を省略することができる申請事由については、志願のてびき、もしくは、後述の学区確認申請フローチャートでご確認ください。

※「中学校」は神奈川県内にある国立または公立の中学校等で、特別支援学校中学部、義務教育学校等を含みます。

(1) 横浜市内全域を学区とする高等学校の学科・コースに志願する人で、かつ、次のア～エに該当する人

ア 志願者及び保護者の住所並びに在学中学校の所在地のすべてが横浜市内にある公立中学校の在学者

イ 志願者及び保護者の住所がともに横浜市内にある、公立以外の中学校の在学者

(ア・イに該当する人は、【通学区域規則上の区分】は「第3条」となります。)

ウ 志願者及び保護者の住所並びに在学中学校の所在地のすべてが県内の横浜市外にある公立中学校の在学者

エ 志願者及び保護者の住所がともに県内の横浜市外にある、公立以外の中学校の在学者

(ウ・エに該当する人は、【通学区域規則上の区分】は「第4条」となります。)

(2) 神奈川県内全域を学区とする高等学校の学科・コース及び特別募集に志願する人

(【通学区域規則上の区分】は「第3条」となります。)

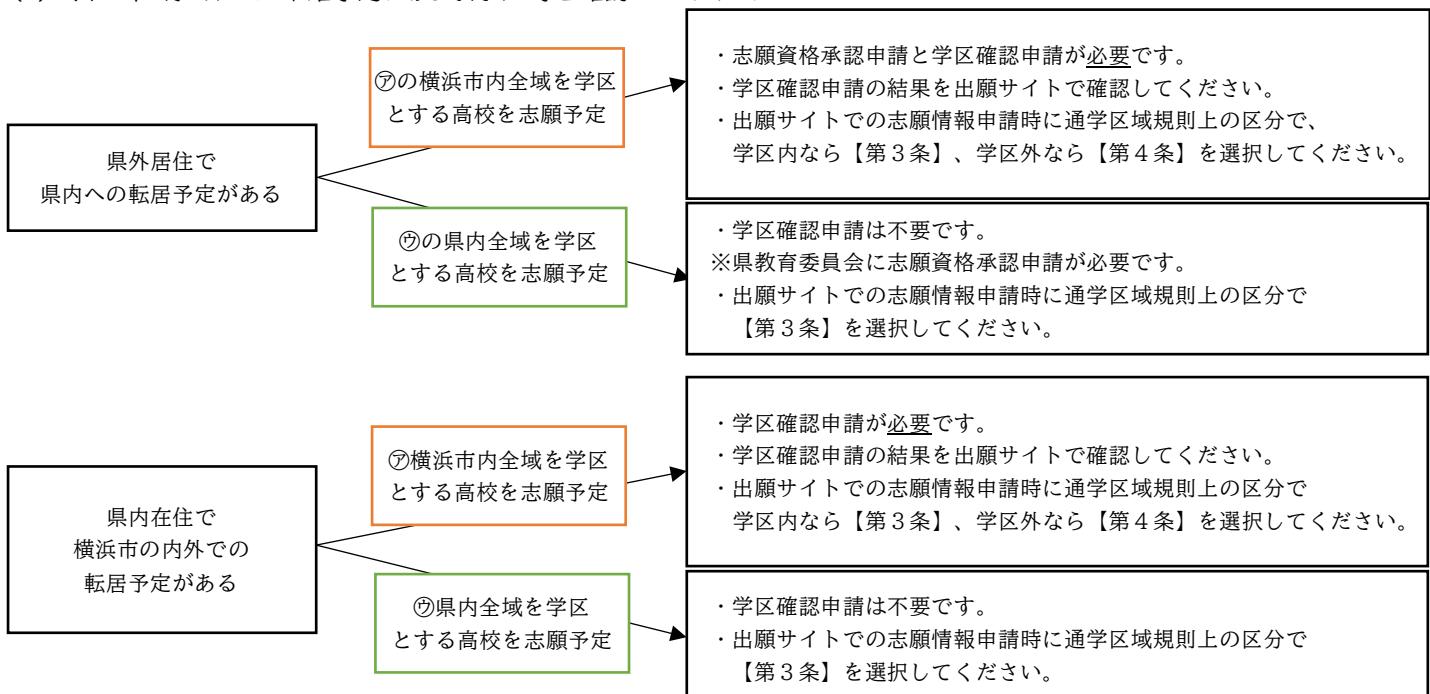
【全日制の課程】学区確認申請フローチャート

横浜市立の全日制の高等学校を志願する場合の学区確認申請のフローについて、以下のとおりです。

・「⑦・⑧高等学校」及び「各高等学校の学区」については、「学区について」をご参照ください。

※ ①の高等学校を志願する人で、かつ、県教育長の志願の承認(全日制の課程)を必要とする人は、学区確認申請が必要です。

(1) 令和8年4月1日までに転居予定がある方向けの学区確認フローチャート



(2) 令和8年4月1日までに転居予定のない方向けの学区確認フローチャート

